

## 定期監査の結果に基づく措置

(令和7年1月7日実施)

ボートレース事業局 経営管理課

調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定方法に誤りがあり過少な使用料を徴しているものが見受けられたので、倉敷市モーターボート競走事業の用に供する行政財産の使用に関する規程等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。
措置	<p>令和7年2月20日付で、使用料納入事業者に対し、使用料が過少となっていたことについて、経緯の説明及び陳謝を行うとともに、差額分の納付についてお願いをしているところです。今後、納入通知書を作成・送付し、使用料の差額分について速やかに納付処理を進める予定です。</p> <p>今後は倉敷市モーターボート競走事業の用に供する行政財産の使用に関する規程等に従い、適正な事務処理を行います。</p>